



2022年度協約改訂を全組合員で闘おうシリーズ⑪

コロナ慰労金、無利子貸付制度を！ 出向社員の待遇は本体と同等にせよ！ 2022年度労働協約改訂第6回団交

本部は本日、2022年度労働協約改訂及び労働条件改善の第6回団体交渉を開催しました。今団交では、手当、出向社員の労働条件などについて議論しました。

手当について会社は、第5回団体交渉においても改善する気は全くありませんでしたが、引き続き、手当などについて議論しました。乗務員は乗務してもしなくても手当は同額ということから、事故のリスクが高い乗務＝実績は保証すべきです。1kmあたり運転士は3円、車掌は1円などの要求を出しましたが、組合の要求は全く耳を傾けず、対立しました。

コロナ慰労金や無利子貸付制度の要求についても、会社は「社員の苦労は承知している」としつつ、「そのような考えはない」の一言で社員の苦労を蔑ろにする回答に終始しました。本部は、「苦労に報いることは当然だ。期末手当を減額した結果、社員はローンに苦しんでいる。社員を救済せよ」と主張し、対立しました。

出向社員の賃金の特別措置についてJR東海労は、年間労働時間が1,837.5時間を超える場合はD単価（休日出勤）で支払うことを要求しました。本部は「予め超勤勤務を指定しているということは単なる残業と区別すべきである。自己の時間として休むべき時間であり、休日同様に扱うべきである」と主張しました。しかし、会社は「賃金の特別措置はしている」として全く譲らず、対立しました。

また、年間休日数がJR本体よりも少ない出向先会社において、減らされた休日分はD単価として支払うことを本部は強く主張しました。会社は、これまた「賃金の特別措置はしている」と、出向先会社との格差を平然と容認する回答に終始しました。本部は「出向社員の待遇は本体と同等にすべきだ。改善するのは当たり前だ」と主張し、対立しました。

次回の第7回団体交渉は、9月6日に開催します。

※団体交渉の詳細は『業務速報』No.1314を参照して下さい。